

厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす在職者又は離職後1年以内の方が、専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合が支給されます。

支給の条件は、雇用保険への加入期間が3年以上（初回の場合は2年以上）で、過去に給付金を受給した場合、その時の受講開始日以前の期間は通算できません。

本プログラム受講の場合

給付内容

- 受講費用の50%が6か月ごとに支給されます。
- さらに、本プログラムを修了して履修証明書を授与された方で、雇用保険の一般被保険者として1年以内に雇用された方又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%が追加で支給されます。

期間	受講開始日から6か月後	受講修了後	履修証明書を授与された場合
支給額	20,000円（半期4万円の50%）	20,000円（半期4万円の50%）	16,000円（年間8万円の20%）

受給申請

以下の1～3の時期毎にハローワークで手続きをします。

1. 受講開始日の1か月前まで
 2. 受講開始日の6か月後から1か月以内
 3. 受講修了日の翌日から1か月以内
- 履修証明書を授与された方のうち、被保険者として雇用されている方は同時に追加給付の手続きをします。また、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方は、雇用された日の翌日から起算して1か月以内の手続きで追加給付を受けることができます。

※本プログラムの場合、受講開始日はオリエンテーションの日で、受講修了日は履修証明書の発行日です。

※給付金には様々な受給条件がありますので、詳しくは厚生労働省やハローワークのHPをご確認ください。